

報 告 第 7 号

令和6年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
令和6年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和6年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
資本的支出	建設改良費	公共下水道 建設事業	1,198,441,000	704,944,780	353,240,000	252,600,000
		特定環境保全公共 下水道建設事業	251,405,000	167,874,630	11,000,000	10,400,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
国庫補助金	受益者負担金等	損益勘定 留保資金			
25,000,000	0	75,640,000	140,256,220	0	(1) 公共下水道管渠調査業務委託(その2) 機材の不具合により調査に時間を要したこと による履行期間延長 (5月16日までの51日間の延長) (2) 出口ポンプ場更新工事監理業務委託 債務負担行為による2か年継続事業(初年度 事業費を繰越) (3) 下水道施設改築・修繕工事(その1) 材料調達及び施工に時間を要したことによる 工期延長 (5月30日までの74日間の延長) (4) 下水道施設改築・修繕工事(その2) 材料調達及び施工に時間を要したことによる 工期延長 (5月30日までの74日間の延長) (5) 汚水管渠布設替工事 材料調達に時間を要したことによる工期延長 (4月30日までの44日間の延長) (6) 出口ポンプ場更新工事 債務負担行為による2か年継続事業(初年度 事業費を繰越) (7) 桜井雨水ポンプ場更新工事 債務負担行為による2か年継続事業(初年度 事業費を繰越)
0	550,000	50,000	72,530,370	0	(8) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 掘削や土留めの設置に時間を要したことによ る工期延長 (4月30日までの33日間の延長)